

(案)

委託契約書

- 1 委託業務の名称 「工芸品原材料確保事業実施業務」
- 2 委託期間 (自) 契約締結日 (至) 平成 32 年(2020 年) 3 月 31 日
- 3 委託金額 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、金 円)
(注 1) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 108 分の 8 を乗じて得た額である。
(注 2) 本契約において、契約期間途中において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。
- 4 契約保証金 沖縄県財務規則第 101 条第 2 項第 10 号の規程により免除。

上記委託業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、委託者及び受託者において各自 1 通を保管する。

平成 31 年 (2019 年) 月 日

委 託 者 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県知事 玉城 康裕

受 託 者 沖縄県

氏名

(案)

(総則)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、別添「工芸品原材料確保事業」委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託金額をもって委託期間内に委託業務を完了しなければならない。

(実施計画書)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む実施計画書を契約締結の日より10日以内に委託者（以下「甲」という。）に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 業務の内容及び実施方法
- (2) 業務の工程表
- (3) 担当者の業務割当表

2 乙は甲の承認を得た実施計画書に基づいて委託業務を実施しなければならない。

(実施計画書の変更)

第3条 甲又は乙の都合により実施計画書の内容を変更するときは、甲乙事前に協議するものとする。ただし、軽微な変更をする場合はこの限りではない。

2 前項の協議が整った場合、乙は速やかに実施計画書の変更内容を記載した書面を甲に提出し、甲は乙に対して承認の通知をするものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第4条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(成果物の帰属)

第5条 この契約の履行によって作成された事業報告書は、甲に帰属するものとする。

2 この契約の履行によって発生する特許権、著作権等の知的財産は、前項に規定するものを除き、乙に帰属するものとする。

(再委託の制限)

第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(案)

- 3 乙は、本事業の企画提案応募者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(著作権の使用)

第7条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、必要な手続きをとるなど、その使用に関して責任を負うものとする。

(委託業務の調査等)

- 第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査し、又は乙に対して所要の報告を求めることができる。
- 2 甲は、前項の規定による報告の結果、必要があると認めるときは、乙に対して適当な措置をとるべきことを指示することができる。

(委託業務の変更、中止等)

第9条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一次中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、履行期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙事前に協議するものとする。

(委託費に関する帳簿)

- 第10条 乙は委託費について他の経理と区別した支出に関する帳簿を備えるとともに、証拠書類を整備保管しなければならない。
- 2 乙は、前項の帳簿及びその収支内容を証する証拠書類を、業務終了後の年度翌年度から5年間保管しなければならない。

(案)

(委託業務完了報告書等の提出)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲の定めるところにより、委託業務完了報告書、事業報告書、精算報告書（以下、「委託業務完了報告書等」という。）を作成し、委託業務実施のために支出した経費の根拠となる契約書及び支払いを証する証票を添付して提出し、甲の検査及び確認を受けなければならない。

2 乙は、第8条及び前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、速やかに自己の負担において当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 前2項の規定による検査又は再検査に合格したときをもって、業務が完了したものとする。

(委託料の請求及び支払)

第12条 甲は、委託事業の処理に対して、次の各号の区分に応じた金額を、乙の請求に基づき支払うものとする。

(1) 甲は、契約締結後、必要があると認めるときは、委託料の9割を上限として、委託期間の中途において委託業務の実施に要する経費として支払うこと（以下「概算払い」という。）ができる。ただし、概算払いは原則として2回までとする。

(2) 甲は、委託業務完了に伴う報告書の提出を受け、その報告に係る委託業務の成果が本契約の内容に適合するものであると認められるときは、支払うべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

(3) 精算額が契約金額に満たないときは、その精算額をもって契約金額とする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して1ヶ月以内に乙に委託料を支払わなければならない。

(損害の負担)

第13条 委託業務の処理に当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第14条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。

(案)

- 2 前項の損害金の額は、業務委託料につき乙の遅延日数に応じ、契約金額に年2.7パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により第12条の規定による委託料の支払いが遅れた場合は、乙等は未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(契約の解除及び違約金)

第15条 甲は、次に掲げる一の理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除し、また、すでに支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

- (1) 乙がこの契約条項に反した場合
- (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき、又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
- (3) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき。
- (4) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正行為があったとき。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)

イ 暴力団員でなくなってから5年を経過しない者

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団等を利用している者

エ 暴力団等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団等であることを知りながらこれらを利用している者

- (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

- 2 前項の規定による契約解除の場合には、甲はいけ区金として契約保証金を取得し、変換の義務を負わない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に基づき契約保証金が免除されている場合は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として乙に請求するものとする。

(案)

- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。
- 4 甲は、乙が第1項から前項までに規定する請求を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る期間に応じて年利2.7%の延滞金を徴収できるものとする。

(乙による契約の解除)

- 第16条 乙は、甲がこの契約条項に違反したときは、契約を解除することができる。
- 2 乙は、前項に定める場合のほか、契約の解除を必要とするときは、甲と協議のうえ契約を解除することができる。
 - 3 第1項の規定による契約解除の場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第17条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む）及び再受注者（再委託以降の全ての受注者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第18条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員か不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保持)

- 第19条 甲及び乙は、委託業務の処理により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(案)

- 2 乙は、甲から提供された資料等を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 3 乙は、甲より請求があった場合、直ちに秘密情報が記載又は記録された書類、記憶媒体等及び複製物を甲に返却し、又は破棄するものとする。
- 4 前3項の規定はこの契約期間の満了後及び契約解約後も同様とする。

(著作権)

第20条 成果物の著作権及び所有権は、甲に属する。ただし、本委託業務に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

(瑕疵担保責任)

第21条 甲は、第11条の委託業務が完了したときから1年以内に限り、乙の責めに帰すべき瑕疵の修補を求めることができる。

- 2 甲は、乙が同意したときは、前項の瑕疵の修補に代えて、乙に損害の賠償を請求することができる。

(費用の負担)

第22条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(補則)

第23条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。